

令和元年度

八王子市 障害者支援企業等表彰 募集

八王子市では平成28年度から、障害者の工賃向上・雇用の促進につながるような取組を積極的に行っている企業等を表彰しています。

今年度から、企業等からの応募を受け付けることになりました。

ふるってご応募ください！！

募集期間

令和元年9月2日（月）～9月30日（月）

目的

障害者の工賃向上・雇用の促進につながるような取組を積極的に行っている企業等に対して、その成果を称えるために表彰し、これを周知することで障害者の工賃向上や雇用の促進に寄与することを目的とします。

応募対象

次の2つの分野について募集します。（詳細は別紙）

「物品等の調達」

「障害者雇用」

応募方法

所定の用紙に必要事項を入力し、メールでご応募ください。
実施要綱、応募調書等は、ホームページからダウンロードできます。

その他

表彰式は令和2年2月21日（金）を予定しています。
本事業に関する詳細は、ホームページをご確認ください。



問合せ先

八王子市福祉部障害者福祉課
施設・就労担当

（電話）042-620-7479

（Fax）042-623-2444

（Mail）b440600@city.hachioji.tokyo.jp

令和元年度 八王子市 障害者支援企業等表彰 募集案内

1、障害者支援企業等表彰について

八王子市では平成28年度から、障害者の工賃向上・雇用の促進につながるような取組を積極的に行っている企業等を表彰しています。昨年度までは推薦のみでしたが、今年度から、**企業等からの自薦による応募**を受け付けることになりました。

2、目的について

この事業は、障害者の工賃向上や、障害者雇用の促進につながるような取組を積極的に行っている民間企業、大学等に対して、その取組の成果を称えるために表彰し、及びこれを周知することにより、障害者の工賃向上や雇用の促進に寄与することを目的としています。

3、応募分野について

次の2つの分野について募集します。

- 物品等の調達
- 障害者雇用

○物品等の調達とは

障害者就労施設等が供給する物品及び役務の調達の推進を図り、障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進する目的で「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しています。

日用品、記念品、食料品、印刷製本等の物品及び、清掃、除草、クリーニング等、役務の提供を受けるもののうち、障害者就労施設等が受注することが可能な全ての物品等を対象とします。

○障害者施設とは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設をいう。

○障害者雇用

八王子市で策定した「八王子市障害者計画」内にもあるとおり、障害者法定雇用率の段階的引き上げ等を踏まえて、企業への啓発及び就労・雇用の拡大の一環として取り組んでいます。

4、応募資格について

応募資格については、以下のとおりです。

(1) 物品等の調達

次のいずれか又は両方に該当する企業のうち、過去に本事業において、物品等の調達による表彰を受けていない企業等。

- ① 「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の取組において障害者就労施設に対し、物品又は役務を少なくとも1年に1回以上発注し、かつ、5年以上継続して発注している企業等で、発注額の年額平均が10万円以上であること。
- ② 「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の取組において障害者就労施設への物品又は役務の発注金額が表彰を行おうとする年度の前5年度内で合計200万円以上の企業等。

(2) 障害者雇用

次の各号のいずれにも該当する企業等のうち、過去に本事業において、障害者雇用による表彰を受けていない企業等。

- ① 表彰を行おうとする年度の10月1日時点において、勤続年数が3年以上であり継続的な就業が見込まれている障害者を1人以上雇用している企業等
- ② 障害者雇用を理解を示し、障害者の就労促進及び職場定着のための環境作りやマネジメント等に積極的に取り組んでいる企業等
- ③ その他、障害者雇用及び障害者の就労促進について特筆すべき取組を行っている企業等
- ④ (ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律における雇用義務制度に該当する企業等については、表彰を行おうとする年度において、法定雇用率を満たしていること
※障害者雇用状況報告書（毎年6月に公共職業安定所へ提出しているもの）の写しの提出を求めます。
(イ) 障害者の雇用の促進等に関する法律における雇用義務制度に該当しない企業等については、表彰を行おうとする年度において、障害者の実雇用率が法定雇用率以上であること
※別様式の提出を求めます。
- ⑤ 本市の求めに応じて、障害者雇用に関する取組状況の聴き取り調査に協力できる企業等

4、応募方法について

要綱を御確認の上、指定の応募用紙に必要事項を記入し、メールで御応募ください。

表彰要綱、応募用紙（申請書）はホームページからダウンロードできます。

応募締切は、令和元年9月30日（月）です。

問合せ先 八王子市福祉部障害者福祉課
施設・就労担当
(電話) 042-620-7479
(Fax) 042-623-2444
(Mail) b440600@city.hachioji.tokyo.jp